

津市特定不妊治療費助成事業実施要綱

令和4年6月30日訓第68号

改正 令和5年6月30日訓第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の一環として、特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部を助成すること(以下「助成」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定不妊治療」とは、医療機関において不妊症と診断された夫婦(法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦(治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者に限る。))をいう。以下同じ。)が受ける治療行為のうち、体外受精及び顕微授精をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、生殖補助医療に係る保険医療機関において特定不妊治療を受けた夫婦(治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦に限る。)であって、本市の住民基本台帳にその一方又は双方が記載されているものとする。

(助成対象経費等)

第4条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、特定不妊治療に要する経費(他の地方公共団体から助成を受けた特定不妊治療に要する経費、食事代、室料、文書料、凍結保存に係る経費等を除く。)であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 先進医療 保険適用の特定不妊治療と併用して受けた先進医療で、当該先進医療の実施医療機関として厚生労働省地方厚生局へ届出を行っている、又は承認されている保険医療機関で受けた治療に係る経費
- (2) 保険適用終了後の特定不妊治療 三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金交付要領(平成18年10月1日施行。以下「三重県要領」という。)別表のAからFまでに掲げる治療内容に係る経費

2 保険適用終了後の特定不妊治療に係る助成の回数は、保険適用の上限回数及び三重県内の他市町で助成を受けた回数と通算して1子当たり8回を限度とする。

(適用除外)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、助成対象経費としないものとする。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供
- (2) 代理母（妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠することができない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して、当該第三者が妻に代わって妊娠し、及び出産することをいう。）
- (3) 借り腹（夫婦の精子及び卵子を使用することはできるが、子宮の摘出等により、妻が妊娠することができない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻に代わって妊娠し、及び出産することをいう。）

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 先進医療 助成対象経費に10分の7を乗じて得た額（当該額が5万円を超えるときは、5万円）
 - (2) 保険適用終了後の特定不妊治療 助成対象経費に相当する額（三重県要領別表のA、B、D又はEに掲げる場合にあっては当該額が30万円を超えるときは30万円、同表のC又はFに掲げる場合にあっては当該額が17万5,000円を超えるときは17万5,000円）
- 2 前項の規定により算出された助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 先進医療 特定不妊治療費助成申請書（先進医療用）（第1号様式）及び特定不妊治療受診等証明書（先進医療用）（第2号様式）
- (2) 保険適用終了後の特定不妊治療 特定不妊治療費助成申請書（保険適用

終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加用）（第3号様式）及び特定不妊治療受診等証明書（保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加用）（第4号様式）

2 前項の規定による提出は、原則として、特定不妊治療が終了した日から起算して60日以内に行うものとする。

（助成の決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を特定不妊治療費助成決定通知書（第5号様式）又は特定不妊治療費助成申請却下通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成決定の取消し等）

第9条 市長は、助成の決定を受けた者が偽りその他不正な行為により助成の決定を受けたと認めるときは、直ちに当該決定を取り消すものとする。この場合において、既に助成をしているときは、当該助成金の返還を命じなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、令和4年7月1日から施行し、同年4月1日以後に開始した特定不妊治療について適用する。

（経過措置）

2 令和4年4月1日からこの訓の施行の日の前日までに終了した特定不妊治療に係る第7条第1項の規定による提出は、同条第2項の規定にかかわらず、同年8月29日までに行うものとする。

3 令和4年4月1日から同年9月29日までの間に43歳に達する妻が同月30日までに開始した先進医療は、第3条の規定にかかわらず、当該治療開始日を含む1回の治療に限り、助成対象経費とする。

4 令和4年3月31日において特定不妊治療の実施医療機関として指定を受けている保険医療機関は、次に掲げる要件を満たす場合には、同年9月30日までの間に限り、生殖補助医療に係る保険医療機関とみなす。

(1) 産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する保険医療機関であること。

- (2) 看護師、公認心理師等の患者からの相談に対応する専任の担当者を配置していること。
- (3) 社会福祉士等の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者を配置していること。
- (4) 他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整並びにこれらのサービスに関する情報提供に努めること。

附 則（令和 5 年 6 月 3 0 日訓第 4 3 号）

（施行期日等）

- 1 この訓は、令和 5 年 7 月 1 日から施行し、改正後の津市特定不妊治療費助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に開始した特定不妊治療について適用し、同日前に開始した特定不妊治療については、なお従前の例による。
- 3 令和 5 年 4 月 1 日以後に開始し、この訓の施行の日の前日までに終了した特定不妊治療に係る第 7 条第 1 項の規定による提出は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同年 8 月 2 9 日までに行うものとする。